

〈就学指定校変更基準〉 指定校以外の学校への通学を希望する場合の許可基準一覧

佐世保市教育委員会では、お子さまの住民登録している住所によって通学する小・中学校を指定しています。

指定された学校以外の学校へ通学を希望する場合、就学指定校変更基準に基づき、審議いたしますので、学校教育課へお申し出ください。

ただし、許可された場合、通学路の安全については保護者の責任のもとで確保することが条件となります。遠距離通学費補助金は対象外となります。

また、指定された学校以外の小学校に通学された場合でも、中学校は住所によって指定された学校に通学することとなります。中学校でも許可事項に該当する場合は改めて申請が必要です。

	許可事項	許可基準	対象学年	期間	添付書類
①	地理的・距離的理由	指定校よりも希望校の方が自宅からの距離が近い場合 (<u>新入学・転居・転入時に限る</u>)	全学年 ※新1年生については入学時に受入可能人数により抽選となる場合があります。	卒業まで	不要
②	留守家庭	保護者の勤務の都合により、祖父母宅などの下校地の校区へ通学を希望する場合 ※下校地が児童センター・学童の場合は校区にない場合	小学校全学年	小学校卒業まで	・勤務証明書 ・承諾書
③	部活動	希望する部活動が指定校になく、隣接校にある場合 (<u>新入学・転居・転入時に限る</u>)	中学校全学年	卒業まで	誓約書
④	小中一貫校	小中一貫校を卒業予定の児童で、中学校も継続して通学希望の場合 (<u>新入学時に限る</u>)	中学校1年生	卒業まで	不要
⑤	転居予定	・住家の新築・改築等での転居予定で、入学又は学期初めから通学希望の場合(新しい学校に前もって通学したい場合) ・住家の増・改築のため、工事期間中、校区外から通学希望の場合(元の学校に通い続けたい場合) (<u>新入学・転居時に限る</u>)	全学年	その期間	・竣工予定証明書 ・入居予定証明書
⑥	学期途中	学期途中で住所異動する場合 (<u>転居時に限る</u>)	全学年	学期末まで	不要
⑦	最終学年	小学6年生・中学3年生時に住所異動する場合(それぞれ小5、中2修了式翌日以降) (<u>転居時に限る</u>)	最終学年	卒業まで	不要
⑧	隣接校区	在学中の学校に隣接する校区に住所異動する場合 (<u>転居時に限る</u>)	全学年	卒業まで	不要
⑨	きょうだい関係	何らかの理由によりきょうだいが、指定外通学しており(<u>在学中であること</u>)、同じ学校へ通学を希望する場合	全学年	該当事由による	不要
⑩	その他	・指定校を変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校から入学できる中学校を希望する場合(ただし、卒業する小学校に複数の指定中学校がある場合、自宅からの距離が近い学校とする) ・特別な事情(家庭の事情、身体的理由など)により、教育上の配慮が必要であると教育委員会が認める場合	全学年	事由による	事由による